

5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	1,012	51,144,973
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,179	33,382,678
	宅地 (借地権を含む)	2,395	205,186,145
	山林	917	3,026,224
	その他の土地	781	20,315,407
	計	実	2,448
家 屋、構 築 物	2,315	28,146,179	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	422	961,798
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	111	367,527
	売 掛 金	108	597,751
	その他の財産	230	2,264,809
	計	実	578
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	536	18,728,461
	同上以外の株式及び出資	1,627	18,031,907
	公 債 及 び 社 債	443	7,062,239
	投資・貸付信託受益証券	474	6,823,751
	計	実	1,917
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,511	102,981,780	
家 庭 用 財 産	1,806	881,964	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	493	20,742,880
	退職金及び功労金等	210	8,892,662
	立 替 金	192	222,601
	その他	2,126	29,970,356
	計	実	2,214
合 計	実	2,544	559,732,091
債 務	借 入 金	2,327	54,428,596
	葬 式 費	2,505	4,996,395
	合 計	実	2,534
差 引 純 資 産 価 額	実	2,544	500,307,100
加 算 贈 与 財 産 価 額	412	2,581,695	
課 税 価 格	実	2,544	502,885,453

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以下	504	43,057,995	157,237	587,472	1,213
1 億 円 超	1,253	174,490,777	824,975	6,798,626	4,314
2 億 円 超	412	99,374,742	384,179	7,718,087	1,514
3 億 円 超	254	94,431,950	824,198	10,951,111	997
5 億 円 超	73	40,887,221	170,697	6,479,661	281
7 億 円 超	37	30,591,625	163,036	6,740,579	161
10 億 円 超	7	9,917,890	49,673	3,004,769	25
20 億 円 超	4	10,133,253	7,700	2,476,597	18
合 計	2,544	502,885,453	2,581,695	44,756,901	8,523

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの
1 億 円 以下	7	98	154	173	72	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	-	70	216	418	313	160	48	19	4	3	1	1
2 億 円 超	-	14	59	132	119	51	20	8	7	-	1	1
3 億 円 超	-	7	28	76	83	32	13	7	2	-	-	6
5 億 円 超	-	4	10	24	16	11	3	3	-	-	-	2
7 億 円 超	-	1	1	14	5	9	4	1	-	1	-	1
10 億 円 超	-	1	-	2	3	-	1	-	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
合 計	7	195	468	839	613	265	89	38	13	4	2	11

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。